

東広島市立磯松中学校「いじめ防止委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布)に基づき、磯松中学校いじめ防止委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止に係る委員会を設置し、生徒・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を明確に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止委員会」の委員は、生徒指導委員会のメンバーが兼任することとする。(校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー)その他、必要に応じて校長が認める教員をもって構成する。

(取組内容)

第4条 「いじめ防止委員会」は、次の役割を担う。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
 - ・いじめの未然防止のための組織づくり
 - ・道徳教育の充実
 - ・相談体制の確立(いじめ相談窓口の設置・相談週間の実施)
 - ・インターネット等によるいじめに対する対策の推進、等
- (2) いじめの状況把握および分析
 - ・生徒及び保護者対象アンケートの実施、等
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する指導
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他いじめの防止に係ること

それぞれの取組の具体については、別途定める。

(会議・運営)

第5条 「いじめ防止委員会」は、校長が招集し、原則月1回開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。

第6条 この「いじめ防止委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は校長が定める。

付則 この要綱は、平成25年9月24日より施行する。